

市立札幌大通高等学校 部活動に係る活動方針

札幌市教育委員会が策定した「札幌市立学校に係る部活動の方針」(令和 2 年 3 月改正)に則り、本校の部活動に係る活動方針をここに示す

1 部活動の意義

市立札幌大通高等学校の部活動は、生徒会活動の一環として行われる。本校の教育目標にある「自己の目標に向かって挑戦し、豊かな人間関係を築く」ことを目指し、生徒は、活動を通して自己肯定感を高め、スポーツや文化、科学等に親しみ、自己の適性に応じて、生涯にわたるスポーツ、文化、科学等との豊かな関わり方を学ぶ。また、部活動は、当該部の活動内容に興味関心を持つ生徒の希望参加により行われ、生徒の自主性、自発的な活動を促すものとして位置づけられる。

2 開設する部活動

男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 男子バレーボール部 女子バレーボール部
男子バドミントン部 女子バドミントン部 男子卓球部 女子卓球部 陸上競技部
生物部 アニメ・イラスト部 吹奏楽部 書道部 和太鼓・伝統芸能部 囲碁・将棋部 美術部
文芸部 遊語部 写真部 茶道サークル ダンスサークル 計 21 団体

3 運営のための体制整備

- (1) 本校の部活動は三部合同を基本とし、共通の活動時間を確保する。
- (2) 部活動規約に則り、適正な運営を図り、保護者、地域の理解を促進させるために活動方針を公開する。
- (3) 持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに部活動の改革に取り組む。
- (4) 各部の顧問は本校教職員の中から校長の委託により決定し、年度初めに顧問会議を開き、円滑に部活動が実施できるよう、活動方針や活動内容について共通理解を図る。
- (5) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、生徒、保護者へ周知する。
- (6) 校長は、各部の活動内容を適宜把握し、生徒が安全に活動を行い、持続可能な運営体制が整えられているか等について適宜指導を行う。

4 指導・運営に当たっての留意点

(1)安全への配慮

部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理を第一に考え、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、活動における事故等の発生時の対応手順について、養護教諭と連携・協力し、速やかに関係機関へ連絡するなどの確認を毎年行う。

活動中は、熱中症等の事故防止に努め、こまめな水分・塩分補給や休憩を取るとともに生徒の健康観察を行うなど健康管理の徹底を図る。

(2)バランスのとれた活動

生徒の多様な技能や体力など、個に応じた部活動運営に配慮し、限られた時間の中での効果的な指導の工夫を行う。

5 活動基準【札幌市立学校における部活動活動基準を元に策定】

- (1) 少なくとも月に 1 回は、学校として平日にすべての部活動休養日を設定する
- (2) 毎週、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)のいずれかを休養日とする
- (3) 少なくとも週に 1 日は、平日に休養日を設定する
- (4) 通常の活動時間は、長くとも平日 2 時間程度とする
- (5) 土日・祝日・長期休業期間中の活動時間は、長くとも 3 時間程度とする。
- (6) 長期休業期間中の休養日の設定は学期中に準じた取り扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける
- (7) 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える

※ 参加する試合や大会・コンクール・発表会・地域の行事・催し等における直前の活動については、地域や本校の実態に即し、校内事情に応じた対応もあり得ることとする。なお、その場合においても、過重な活動とならないよう、十分留意する。

※ 合宿についても、規程に則り、適切に実施することとする。